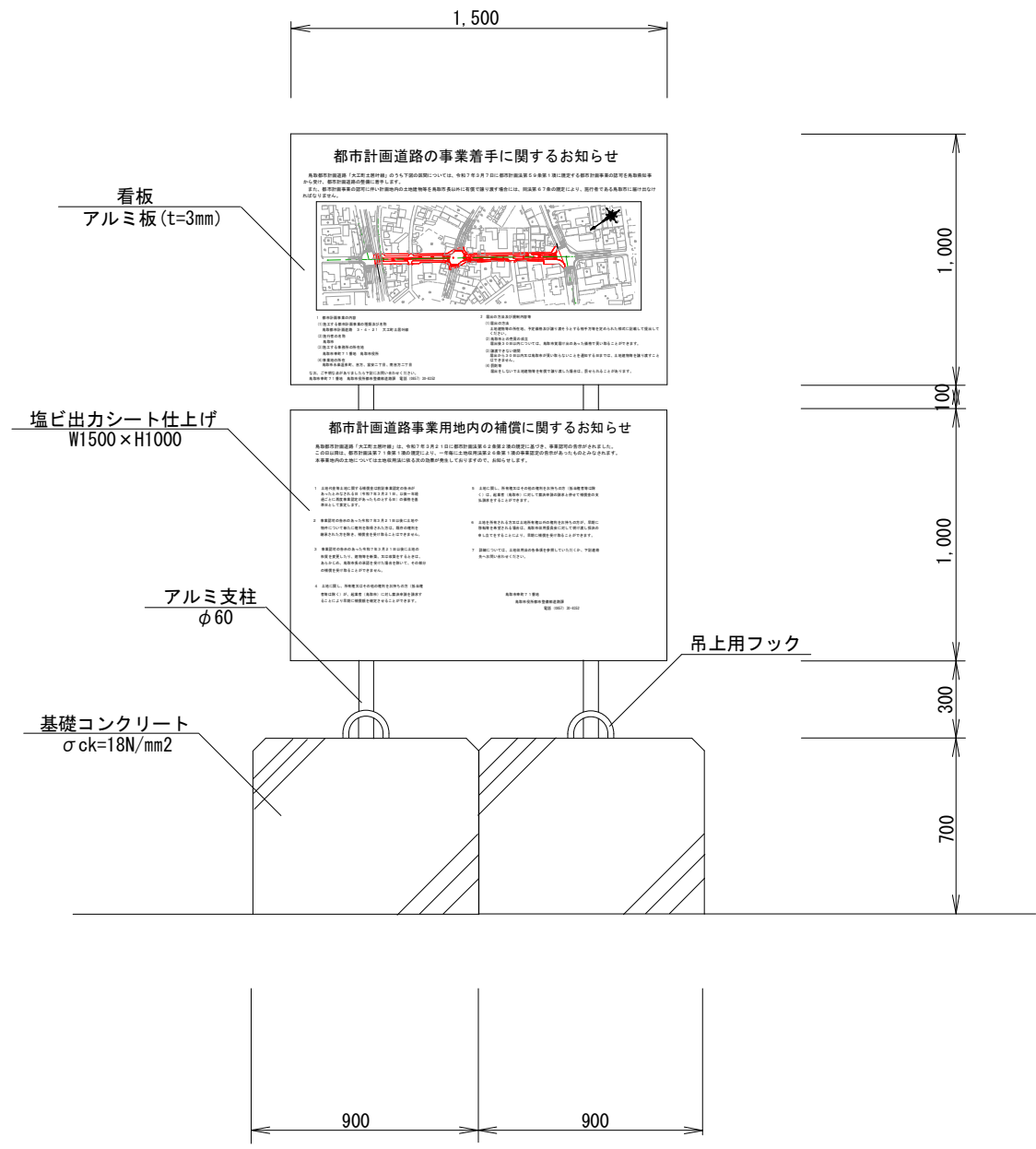
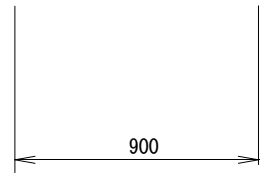
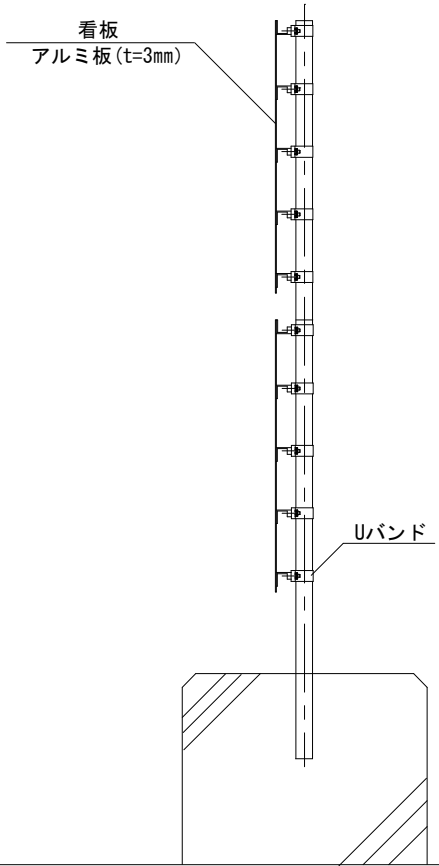


(1) 仕様書

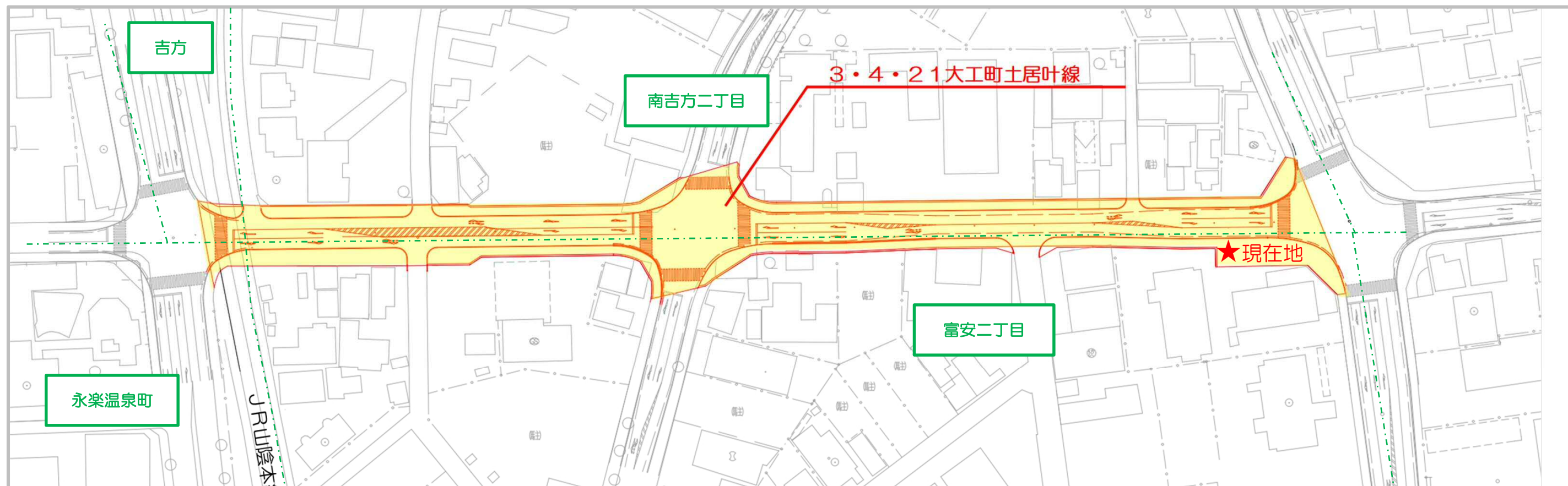
1 発注番号	2025000383
2 件 名	都市計画道路事業周知看板
3 品 名	周知看板 W1500 mm×H1000 mm
4 数 量	2 枚
5 規 格	① 面板：平リブ付アルミ板(厚 t=3 mm) W1500 mm×H1000 mm 塩ビ出力シート仕上げ 2 枚 ② 金具：Uバンド 20 個 ③ 基礎：コンクリート基礎 H700 mm×W900 mm×D900 mm 設計基準強度 $\sigma_{ck}=18\text{N/mm}^2$ 以上 ④ 面板記載内容 (1) 都市計画道路の事業着手に関するお知らせ (2) 都市計画道路事業用地内の土地の補償に関するお知らせ
6 納入場所	都市計画道路 3・4・21 大工町土居叶線 鳥取市富安二丁目 7 2 番地
7 納入期限	令和 7 年 9 月 3 0 日 (火) まで
8 そ の 他	・納品に当っては、担当職員の指示に従うこと。 ・納入及び検査に要する費用は受注者が負担すること。 ・納入時に建物等へ損害を与えた場合は、受注者の負担で原状に復すこと。 ・納品に際して発生したごみ等は、受注者が処理、清掃を行うこと。 ・その他、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、発注課と協議すること。 ・本契約後 6 カ月以内に同規格の物品を追加発注した場合は、落札単価で契約すること。
9 問合せ先	<u>道路課</u> 担当者 <u>広田 琢也</u> TEL <u>0857-30-8352</u>

構 造 図



都市計画道路の事業着手に関するお知らせ

鳥取都市計画道路「大工町土居叶線」のうち下図の区間については、令和7年3月7日に都市計画法第59条第1項に規定する都市計画事業の認可を鳥取県知事から受け、都市計画道路の整備に着手します。
また、都市計画事業の認可に伴い計画地内の土地建物等を鳥取市長以外に有償で譲り渡す場合には、同法第67条の規定により、施行者である鳥取市に届け出なければなりません。



1 都市計画事業の内容

- (1) 施工する都市計画事業の種類及び名称
鳥取都市計画道路 3・4・21 大工町土居叶線
- (2) 施行者の名称
鳥取市
- (3) 施工する事務所の所在地
鳥取市幸町71番地 鳥取市役所
- (4) 事業地の所在
鳥取市永楽温泉町、吉方、富安二丁目、南吉方二丁目

2 届出の方法及び規制内容等

- (1) 届出の方法
土地建物等の所在地、予定価格及び譲り渡そうとする相手方等を定められた様式に記載して提出してください。
- (2) 鳥取市との売買の成立
届出後30日以内については、鳥取市が届け出のあった価格で買い取ることができます。
- (3) 譲渡できない期間
届出から30日以内又は鳥取市が買い取らないことを通知する日までは、土地建物等を譲り渡すことはできません。
- (4) 罰則等
届出をしないで土地建物等を有償で譲り渡した場合は、罰せられることがあります。

なお、ご不明な点がございましたら下記にお問い合わせください。

鳥取市幸町71番地 鳥取市役所都市整備部道路課 ☎ (0857) 30-8352

都市計画道路事業用地内の土地の補償に関するお知らせ

鳥取都市計画道路「大工町土居叶線」は、令和7年3月21日に都市計画法第62条第2項の規定に基づき、事業認可の告示がされました。この日以降は、都市計画法第71条第1項の規定により、一年毎に土地収用法第26条第1項の事業認定の告示があったものとみなされます。本事業地内の土地については土地収用法に依る次の効果が発生しておりますので、お知らせします。

- 1 土地代金等土地に関する補償金は前記事業認定の告示があったとみなされる日（令和7年3月21日、以後一年経過ごとに再度事業認定があったものとする日）の価格を基準日として算定します。
- 2 事業認可の告示のあった令和7年3月21日以後に土地や物件について新たに権利を取得された方は、既存の権利を継承された方を除き、補償金を受け取ることはできません。
- 3 事業認可の告示のあった令和7年3月21日以後に土地の形質を変更したり、建物等を新築、又は改築をするときは、あらかじめ、鳥取市長の承認を受けた場合を除いて、その部分の補償を受け取ることができません。
- 4 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権者等は除く）が、起業者（鳥取市）に対し裁決申請を請求することにより早期に補償額を確定させることができます。
- 5 土地に関し、所有権又はその他の権利をお持ちの方（抵当権者等は除く）は、起業者（鳥取市）に対して裁決申請の請求と併せて補償金の支払請求をすることができます。
- 6 土地を所有される方又は土地所有権以外の権利をお持ちの方が、早期に移転等を希望される場合は、鳥取県収用委員会に対して明け渡し採決の申し立てをすることにより、早期に補償を受け取ることができます。
- 7 詳細については、土地収用法の各条項を参照していただくか、下記連絡先へお問い合わせください。

鳥取市幸町71番地

鳥取市役所都市整備部道路課

☎ (0857) 30-8352